

町田市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 (2014 年) 6 月 3 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第20条中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第20条の2第1項中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 この条例による改正後の町田市市税条例第20条及び第20条の2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(法人税割の税率)</p> <p>第20条 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。</p> <p>(法人税割の課税の特例)</p> <p>第20条の2 前条の規定にかかわらず、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人、資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）、第11条第3項に規定する法人でない社団若しくは財団又は第11条第1項第5号に掲げる個人に対する各事業年度、各連結事業年度又は各計算期間における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>12.1分の2.4</u>の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(法人税割の税率)</p> <p>第20条 法人税割の税率は、<u>100分の14.7</u>とする。</p> <p>(法人税割の課税の特例)</p> <p>第20条の2 前条の規定にかかわらず、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人、資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）、第11条第3項に規定する法人でない社団若しくは財団又は第11条第1項第5号に掲げる個人に対する各事業年度、各連結事業年度又は各計算期間における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>14.7分の2.4</u>の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2 略</p>